

総務省による小型家電リサイクルの実施状況 に関する実態調査の結果に基づく勧告

小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

〔勧告日：平成29年11月21日(火)〕
〔勧告先：環境省、経済産業省〕

背景等

- 従前、使用済みとなった携帯電話端末等の小型家電は一般廃棄物として処分され、有用金属の相当部分が回収されていなかったところ、その再資源化を促進するため、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行
- 市町村が主体となって、自発的に回収方法等を工夫してそれぞれの実情に合わせた形で実施する促進型の制度（努力義務）
- 平成28年4月現在、小型家電リサイクル実施市町村の割合は70.3%
- 平成23年の1年間に使用済みとなった小型家電の重量約65万トンのうち、約2割に当たる14万トン(人口一人当たり約1kg)を27年度の回収目標としたが、実績は1割程度の約7万トン（人口一人当たり約0.5kg）

小型家電リサイクルの一層の促進を図る観点から、22都道府県、144市町村の取組状況等を調査

主な調査結果、勧告の概要

リサイクル実施市町村の回収量増加等

一人当たり回収量が少ない市町村では、費用負担増等が見込まれるとして、回収量が多いピックアップ回収等の実施が低調
使用済小型家電の取引において損失が生じている例があり、採算性の確保が重要



効果的な回収方法であるピックアップ回収等を新たな費用をかけずに実施している市町村の取組等を情報提供すること

（環境省）

品目別の売却単価の設定により、売却単価を向上させている市町村の取組等を情報提供すること

（環境省）

リサイクル未実施市町村の取組促進

近隣に認定事業者がいないと認識してリサイクルを実施困難としている市町村あり

人口密度が低い都道府県では、認定事業者の引受場所が近隣にないことなどに起因する高額な運搬費がリサイクル実施のあい路



リサイクルを実施している市町村の使用済小型家電の売却先等を情報提供すること

（環境省）

運搬費の低減のための取組（効率的な運搬方法の普及や必要に応じた認定要件の見直しなど）を実施すること

（環境省、経済産業省）

個人情報保護対策の適切な実施

使用済小型家電の排出時における個人情報の削除に関する周知や保管場所における施錠等の対策が実施されていない例あり



市町村に対し、消費者への個人情報の削除に関する周知及び保管場所等における対策の実施を徹底するよう促すこと

（環境省）